

令和6年度第1回 瑞穂町環境審議会 議事概要

日 時	令和6年9月20日（金曜日） 14時00分から15時20分まで
場 所	瑞穂町民会館 第2会議室
出席者及び 欠席者	（審議会委員） 出席者：近藤静子、浜崎崇、中川順夫、瀧澤正英、水井寛、上野勝、 前田憲一、小山勝壽 欠席者：照井浩司 事務局：古川住民部長、峯岸環境課長、山口環境係長、七浦主任
議 題	（1）令和5年度第2次瑞穂町環境基本計画進捗状況報告（案）につ いて （2）その他
傍 聴 人	0名
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度第1回瑞穂町環境審議会次第</li> <li>・ 環境審議会委員名簿</li> <li>・ 令和5年度第2次瑞穂町環境基本計画進捗状況報告（案）（事前配布）</li> </ul>

(会議内容)

議長

議題1 令和5年度第2次瑞穂町環境基本計画進捗状況報告(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料1について説明。

議長

事務局による説明は終了しました。町の施策の進捗状況報告について、皆さんにご意見など頂けたらと思います。いかがでしょうか。

委員

14ページ「資源の再利用を進めていきます」というところで、ごみのリサイクル等の事例を挙げさせていただきます。日本酒の酒粕は、通常であれば、ごみとして捨てられるはずですが、ある酒造会社では、農芸高校の豚の餌に混ぜています。乳酸菌を配合させ、豚の健康を安定させるということで、酒粕を混ぜた餌を食べさせています。その豚を出荷して近隣の工場で加工してウィンナーが作られていて、循環型として回っている形です。そのウィンナーを、私が小学校のPTA会長をさせて頂いた時に、朝ご飯を食べていない子に食べさせましようかと、役場の福祉課さんと一緒に行ったおひさまキッチンという企画が未だに続いていて、そのおひさまキッチンで、瑞穂町で循環されたウィンナーを食べてもらおうということまで動かせて頂いています。

例えば資源の利用という意味では、意外なところから町の循環型社会に関わることができて、おそらく商工会やいろいろな企業さんでも、通常はごみで捨てているものを、有資源化や再資源化できないかと、日々考えています。この酒粕の例は本当にすごくきれいに収まった一例ですが、他にも、例えば作業過程で発生した鉄くずをどう使うかとか、通常ではリサイクルしにくい油を含むものをどうにかできるのではないかと、いろいろ考えたりしています。この審議会には、建設関係の方や商業関係、農業関係という委員の方々がいらっしゃっているので、ごみをリサイクルできる何か提案できたらと思います、発言させて頂きました。以上です。

事務局

ご参考に、事業系のごみ、具体的にはお弁当屋さんですが、一番排出量の多い食品残渣のリサイクルという点でお話します。瑞穂町と羽村市の境に食品残渣の受け入れをしている施設がありまして、食品残渣を排出する事業者にはそこを紹介しています。令和4年度には47トンのごみがありましたが、令和5年度は95トンとなり、その差48トンがリサイクルに回りました。この民間のリサイクル施設に持ち込むことで、バイオガス発電所で発酵させて、肥料や電気エネルギー等に変えるというリサイクルにつながっています。瑞穂町の施設ではありませんが、例として挙げさせて頂きました。

議長

ありがとうございます。他にございますか。

委員

よろしいですか。食品残渣をリサイクルする会社が羽村市にあるとおっしゃっていましたが、瑞穂町にできる予定はないのでしょうか。

事務局

はい。今、そういう民間事業者が進出するという話は聞いていません。

委員

例えば、民間事業者がこういう事業をやるにあたって、資格や許可が必要になりますか。

事務局

資格については把握できておらず、申し訳ないです。

副議長

瑞穂町でも、栗原地区という青梅市との境に、食品残渣を堆肥化する施設がありましたが、地域住民の反対がありました。八王子にもその事業者は進出して、農水省の補助金もあって施設を建てましたが、結局稼働しないうちに住民運動で全部なくなりました。ですから、食品残渣を処理する場合には、その工場近くの地域住民に理解されないと、目的が良くてもなかなか難しい。それから、ある程度の匂いが出たり、カラスが寄ってきたりという問題がありまして、今その栗原の工場跡地は放置されたままです。おそらくもう再開はできないと思いますが。リサイクルする場合には、住民や関連会社の理解が必要で、工場単位では相当ト

ラブルがあるかと思います。瑞穂町でも、そういう再資源化する施設については、条例でトラブルを予防する紛争予防条例がありまして、住民と話をする場を設けています。

今、東京都では、青梅市にある畜産試験場に都庁の食品残渣を持って行って、近隣の酪農家の糞と混ぜて肥料を作り、農家に分けるということをやっています。畜産試験場が広大な敷地の中にありますので、近隣に迷惑はかかっていません。瑞穂町にも、昨年辞めた酪農家で、同じように牛糞を発酵し、堆肥にして売っているところがありました。廃業してしまいました。

施設を作る時には東京都の補助金等で立派なものができますが、ある程度、年数がたって機械が更新となると、更新は自腹でやるというのは、なかなかできない。採算のこととか、地域住民の理解とか、もっと、そういう部分が進んでくればよいと思いますが、難しいのが現実だと思います。恐らく、小さい規模でやっているところはあると思います。入間市ですと、廃油を集めている業者があります。

事務局

今、副議長がおっしゃった、栗原地区で食品を堆肥化する工場が、何度か転売され、同じような会社が同じような事業をやろうとしたことがありましたが、今はまた別の会社に転売されて、今月から来月あたりに、スケートボード場にするということで、その会社のホームページに出ています。環境課の環境パトロールが毎日町内を巡回しており、東西にわかれて1日おきに見ていまして、住民からの苦情やトラブルがあった時にも把握できるようにしています。該当の会社は、今のところは特に食品を扱っていないので、悪臭にはつながらないと思いますが、今後、騒音などの問題も出てくる可能性もありますので、環境課として注視していきたいと思っています。

委員

いろいろありがとうございました。勉強になりました。

議長

他にございますか。

委員

15ページの関連でよろしいですか。自宅にある温室の北側に山がありまして、その木を伐採して資材置き場が作られました。最近、伐採が多く、資材置き場等にされています。今まで木が生い茂っていたところが、伐採により温室のガラス越しに直接日が当たったり、クレーンがずっと設置してあったり。建設会社も入って、朝からパンパン石を砕く音もすごいです。どんどん開発されていって、私の土地は調整区域だし、地主は何もできないわけです。山ばかり開発されてしまう。私自身、一生懸命農業をやっているのですが。役場にも毎年、山の開発などといった新しい申請が結構くるのでしょうか。

事務局

開発について、資材置き場等を作ることに對して、瑞穂町の環境部署に提出するものはない状態です。但し、一定以上の面積の広さの場合や、作業の内容によっては、指定作業場にあたる場合があります。その場合、東京都の方に届けを出さなければならないという決まりはありますが、瑞穂町でその開発はできませんと止めることはできません。

委員

山については、資材置き場という許可がおりるので、そういう話がくれば地主の人も売ってしまっていて、どんどん山が削られてしまう。私は昔からの農家で、山ばかり開発されて不安になってしまいます。それは、けっこう毎年申請者がいるのでしょうか。山を貸してくれですとか。

副議長

森林法などの規制はないのかというお話かと思えます。今、委員がおっしゃっていたのは、長岡の青梅市境、愛宕神社の裏あたりの平地が中心ですよね。昔のいわゆるJR複線化の車両基地計画があった森林を含めて、あのあたりもあつという間に開発され、残土置き場や建設資材の置き場になっている所もありますが、町でチェックは確かできないんですよ。森林法の規制はあるかと思えますが、東京都などの条例にもないですよ。

委員

何ヘクタール以上の場合は届け出が必要だというのはありますが、開発許可になると、それは規模にもよります。現場を見ているわけではな

いですし、用途地域によっても違うので、一概には言えませんが。

**事務局**

場合によって、都市計画課の開発指導要綱に抵触するようなものは、都市計画課に届け出の必要があります。それに該当しないようなものですと、あとは産業経済課の農地や森林の保全というところで、届け出の必要が発生する可能性はありますが、環境部門にはそういった義務がないので、今、把握できていない状況です。

**委員**

やはり開発されてしまうと景観も悪くなりますし、畑をやっている昔からの地主は、やはり寂しいなと感じます。

**副議長**

愛宕神社の西の方の青梅市境の所は、現状は、昔の六尺道ぐらいのところにダンプが入って境目が分からない状態になっていて、規制は確か何もないかと思えます。

昨日、実は農業委員会がありまして、農地を持っている地主さんから、ずっと農地として使っていないくて、雑木が少し生えたり草がいっぱい生えたりしている土地の地目変更を認定してくれと、登記所を通じて申請がありました。山林や原野にすれば開発ができるからです。業者を使って申請が出てきて、昨日現地を調査したのですが、基本的に農業振興地域という都市計画で農業を推進すると定められた区域がありまして、その土地は変更を認められないということで、その地主さんに説明することになりました。登記所を通して変更しようという、法律の隙間をついてくると思われる事案がありました。原野や山林に認定されたら、転用して、農地がお金稼ぎになるということだと思えますが。実際、現状では、ほとんど法規制がないので、長岡のあたりですとか、次々と皆さん、原野や山林になっていきます。そこを、町の中でどうやって規制していくかは、環境課だけではなくて、都市計画課とか、いろいろ総合的に考えていかなければ難しいですよ。お金にならない土地がお金になる土地になるのですから。あと、長岡といえ、トトロのふるさと基金という、皆で森を買い上げて開発をさせず、森を守るという活動がありますよね。

議長 他に、何かございますか。

委員 はい。環境基本計画進捗状況の報告ということで今日お話を伺っていますが、環境基本計画は見直しをされる予定でしょうか。見直される場合は、いつぐらいの予定でしょうか。

事務局 見直しをする予定でして、この後、議題（２）その他で、そのことについて説明をさせて頂こうと思っております。

委員 わかりました。見直しをされるということを前提として、今日の資料にも何点か気になるところがありました。調査してもらえればと思います。まず7ページの1-2のところ、公共施設の建設はありませんでしたという風に記載がありますが、公共施設の建設がまったくないわけではないと思います。例えば学校の窓を二重サッシにしたとか、道路を遮光にしたとかですね、何もありませんというのは書き方としてちょっとどうかと思ひまして。役場で公共事業が何もないのかという風になってしまうので、そのあたりは書き方を工夫された方がよいのではないかと思ったのが一つ。それと、14ページ、15ページのところで、平成30年の基準年よりも今の実績が下回っているものは、きちんと分析して、何年たって何でマイナスになっているのかという話を、もう少し書き方を直さないといけないのではないかなと思ひました。そうなりますと、今度計画を見直しされる時に目標設定がこのままでいいのかという話になってくると思ひますので、マイナスになっているところ、特に30年に比べて目標に届かないどころか減っているものについては、もう少し四角の中、個別の取り組みなり、分析なりを入れないと物足りないかなと思ひます。

戻りまして、13ページの不法投棄の話ですが、30年度の基準年の単位がkgになっていますが、これだと何の重さなのかが分かりません。不法投棄で出されたごみの量なのでしょうか。通常こういうものと、パトロールの回数などを目標として設定するのではないかと思ひ

まして。これは何でしょうか。

**事務局**

これに関しては、路上放置物の回収量、回収した重さを記載しています。少し分かりづらいのですが、表の左上、6番に関しましては、一番下に括弧で路上放置物の回収量と記していきまして、パトロールが町内を巡回した際に落ちていたごみを回収し、はかりにかけて、今日は何kg回収したという1年間の累計を出しています。

**委員**

また、その先のプロジェクトなどのところで、計画目標が入っているものと入っていないものがありますが、このあたりも次回見直される時には、そろえた方がいいと思います。計画の書き方としては、計画目標を入れて、現状と目標と、それに向けた取り組みという書き方に通常なってくると思います。そのような形に見直されてはいかがでしょうか。

あと、これまでの環境行政に向けた町の取り組み等を書き込むところも多いです。こんなことをやってきました、というような書き方もご検討されてはいかがでしょうか。特に、目標数値どころか目標設定当時よりも下回っているものは、もう少し分析を入れるか目標を見直されてはいかがでしょうかという提案をさせて頂ければと思います。以上です。

**事務局**

ありがとうございます。

**副議長**

子ども議会などでよく発言が出ますが、都道、国道の草の管理は設置者の責任だというのに、年に1回しかされていないんですね。毎年、夏は本当に暑くて、雨がふんだんに降るものですから、草の伸びがすごい。本当でしたらきれいに整備してもいいのですが、国道の植え込みは実際には草がいっぱいで、歩道が通れないほど植わっているのが実情です。この対策をもう少しできないものかと思っています。私も個人的に相武国道事務所とかに苦情を言ったことがあります。景観的にも確か子ども議会でも相当意見が出ています。正直に言いまして、ごみの不法投棄は、荒れている道路ほどごみを捨てられやすいので、町の管理ではないのですが、何とかするべきかと思っています。本当は、国道も都道も

あと1回か2回、草木の管理ができないかと感じています。

委員

私は外郭団体に所属してまして、日本亭、国道16号と岩倉街道のあたりを朝7時から清掃活動しています。朝7時から大体1時間程度掃除すると、缶やらビンやら不法投棄されていて、大体、軽自動車いっぱいになります。草がぼうぼうと生えているところに、缶やら弁当箱やら、ちょうど信号待ちしている時に捨てられるのでしょうが、環境的に非常に悪いです。清掃活動は年2回しかやりませんが、ごみが投棄されているというのは、迷惑ですね。常時整備して、草もなければ捨てにくいと思います。けれども現状は、側道の方まで草が広がっている部分もある。また、たばこの吸い殻も結構あります。ですから、草や衣装木などを整備してもらえば、国道沿いですから、町でやるものではないですが、草木がなければ、逆にごみを捨てることに抵抗がでて、むやみに捨てないと思います。草の中に捨てられてしまうと分かりませんから。国道と日本亭のあたりの交差点だけでその状態ですし、国道をさらに進んで横田基地の方まで行って分離帯を見ても、汚れているのが見受けられます。

委員

町も当然同じ状況だと思いますが、それぞれの管理者がおりまして、それぞれの限られた予算の中でやっていくので、一番苦情がたまってきた頃に業者さんが混んでいて、なかなかすぐに作業ができないというのがあります。苦情をもらおうと職員が行って対応したりしていますけど、限られた予算の中で行っているものですから、町の方で草を切って頂く分には問題ないと思いますが、そういうわけにもいきませんから。

議長

回数が少ないのは、管理者の予算の問題が大きいのでしょうか。

委員

苦情がくるのは嫌ですが、委託料はなかなか予算がつかないです。

議長

確かに副議長が言うように、雑草がすごいですよね。確か1年に1回か2回ですかね。

副議長

8月末ぐらいしかいつもやらないですね。

委員

特に苦情が多いところは、夏前と、あといつやるかという風に組んでいます。やはり優先順位をつけてやりますので。主要幹線道路とか。

事務局

今、委員の皆様もおっしゃったように、管理されている国や都に、瑞穂町の環境審議会でこういった意見が出たということをお伝えさせて頂きたいと思えます。もしかすると、こういう環境審議会ですらそういった議題、話題になっているということであると、都や国も、予算が取りやすくなる可能性もありますし、改善の一助になればということで、お話をしていきます。また、町で、環境パトロールが日々ごみ拾いをしているという話をしましたが、箱根ヶ崎駅の東口と西口、例えば羽村街道に出る方の西口に降りてすぐ、国道16号までの間は、たばこのポイ捨てがすごく多くて、拾うたびに100本単位で拾っているような状況もあります。町ですと、そうやってごみ拾いもできますが、本当は綺麗にできればいいのですが、国や都の管理地まではなかなか手が回らないのが実状です。そういった状況で、国や都に対して、瑞穂町が綺麗になるようにお話をしていきたいと思えます。以上です。

議長

今の関連で、箱根ヶ崎駅の東も西も、たばこを捨てるところが全然ないので、逆に言えば、喫煙所のような場所を作るのもいいのではないかと思います。

事務局

以前はあったのですが、煙に対する苦情もありまして。

議長

どちらを取るかですよね。全体に広がるよりは、ある程度場所を決めて、喫煙所でも、ちょっと設けたほうがかえっていいのかなという感じもします。

委員

すみません。横から失礼します。私、瑞穂町に格闘技の道場を開いていまして、子供たちが結構増えてきて、時々ボランティア活動をしてい

ます。先ほどおっしゃった、たばこのポイ捨てなどを掃除しようとしたところ、ちょうど西口の公用地でOHAKOプロジェクトというものが開かれていまして、その一環として、私の道場の子供達を連れて掃除したことがあります。確かにたばこのフィルターが本当にたくさん集まりまして、なんでこんなにポイ捨てしていくのかなという話から、子供達に言わせると、やはり、今おっしゃった通り、例えば民間事業者さんと協力して、駅の近くにちゃんとした喫煙場所を作ると良いのではないかという話が出ました。今は煙がでないボックスもあると思うので、そういうものを1個設置すれば、10年後にモノレールが瑞穂町にきた時に、ここにこんな喫煙所があるんだというような感じになれば、面白いのではないかと子供たちと掃除しながら話していました。今後、例えばそういう計画というか、設置することが可能なか可能ではないのかというのも、教えて頂けたらと思います。

**事務局**

以前、箱根ヶ崎駅の東口にも西口にも喫煙所というか灰皿を設けてありましたが、マナーが悪いですとか、吸わない人からすれば通りがかっただけで煙くてしょうがないといった苦情も頂いたこともありまして、今現在は撤去という形になっています。委員がおっしゃったように、今は電子タバコのようにあまり臭いがしないものもありますし、安全・安心課で箱根ヶ崎駅の自由通路等を管理しておりますので、今後、何か見解があるのかなど、確認したいと思います。ありがとうございます。

**議長**

他にございますか。どうぞ。

**委員**

6ページの温室効果ガス排出量の削減に関連して一つ。数日前のテレビで放送されていたのですが、コンクリートの話で、ある建設会社がすごいコンクリートを作ったそうです。通常、コンクリートの製造過程では、CO<sub>2</sub>、二酸化炭素をすごく出すそうですが、そのコンクリートの製造過程では、その半分ほどしか二酸化炭素を出さないらしいです。それだけではなくて、実はそのコンクリートというのは、二酸化炭素を吸収するコンクリートのようです。ですから、そのコンクリートを使うと、

日本全部の公共事業といいますか、コンクリートを使うものを全部そのコンクリートに変えた場合は、日本の森林の四分の三といたしましたか、ほとんどそれ以上のCO<sub>2</sub>を吸収できるようです。それが、2020年のカーボンニュートラル、グリーン成長作戦という政府の制度の中で、一部実用化されているらしいのです。ただ、まだ製造するのにコストが高いということで、普及はそんなにされていないらしいですけど、世界中からも注目を浴びているということで、ぜひ、瑞穂町の公共事業でもそういう夢のようなコンクリートを使っていけば、CO<sub>2</sub>削減にすごく寄与するのではないかと思います、公共事業に取り入れられたらなど思います。以上です。

委員

質問してよろしいでしょうか。その素晴らしいコンクリートというのは、昨今のコンクリートを破砕したものを再利用しようという動きの中で、再利用したコンクリートから作れるものなののでしょうか。それともまったく違う工法で作れるのでしょうか。

委員

すみません。放送を見ただけで分からないのですが。

委員

私もテレビを見ていないので分からないのですが、例えば、コンクリートをリサイクルしようという中で、解体工事でいっぱいコンクリートが出て破砕して、それをRC40という商品にして再利用しようという流れの中で、リサイクルしたRC40が、なかなかはずけずに、再資源率がいいのですが、再資源化したものが売れない状態で溜まってしまっているというのが現状だと思います。もし、その溜まったものを、画期的な新しい方法であてがえたら、すごく素晴らしいですし、そこをうまくつなげられたら面白いなと思いました。

委員

今言われた、コンクリートを再生するという情報ですが、結局、RC40というものは廃材を一旦全部、クラッシャーで細かくして再利用させようというものなんです。クラッシャーで細かくできるということは、強度があまりないのです。強度がないから、ただの石ころとは違っ

て、つぶそうとすると、つぶれてしまう。それを全体的に敷くとかそういう状況であればいいのですが、建築工事に関してそれを使ってしまうと、強度が出ないので再利用できない。ですから、道路の下地に敷くとか、そういう用途であれば、可能です。初めからコンクリートを作るという状態であれば、コンクリートは石灰を焼いて作るものですから、その時に熱が出たらCO<sub>2</sub>を出すわけです。ですから、その熱を出さないというのであれば、CO<sub>2</sub>も出ませんけれども。要は高温で焼かないと、セメントにならないのです。石灰を焼いて初めてセメントになりますからね。セメントにして、そのあと砂利を混ぜて、コンクリートのRCというものを作るのです。強度が完全に一番強くなるのは、30年、40年の強度が一番強いのです。その骨だけを残すというのであれば、スケルトンと言って、骨組みだけ残して、それでまたリフォームするという可能性はできますが、今度は壊すのにもお金がかかってしまう。そのあたり、リサイクルはかなり矛盾したところがある。ですから、今、言われたある建設会社で開発されたものがどの程度普及してくるかですよ。確かに環境にはいいかもしれない。普及するまではかなり時間がかかると思います。

#### 事務局

関連した話になるのですが、瑞穂町は西多摩衛生組合で可燃ごみを燃やしていますが、東京多摩循環組合という、日の出の処分場に、25市1町、あきる野市を除く全市と瑞穂町のごみを燃やした灰を持って行って、以前は埋め立てていました。それでいろいろ新聞記事になって話題になったこともあります。今は埋め立てずにその焼却灰を使って、エコセメントというセメント製品を作りまして、道路に使うU字溝やブロックにリサイクルをして焼却灰を一切埋め立てないという流れができていて、それをなるべく公共工事でも使いましょうということになっています。ですので、ごみを埋め立てるのではなくて、リサイクルしてコンクリート製品にして、埋め立てゼロということで、この多摩で、25市1町ではやっておりますので、循環型社会とか、リサイクルという面で言うと、同じような取り組みなのではないかというところで紹介させて頂きました。

副議長

よろしいですか。実は6月のテレビで、P F A Sの特集がありました。その時に出了た農地が瑞穂町だったんです。テレビ局の調査では、基準値の何倍もの値が出了たといいます。水ではなく、土壤の汚染です。その土壤でできた野菜も検査していましたが、野菜の方は、検出はされましたが許容の範囲内だったので、特に問題はないのです。横田基地の関連で、水の方は結構、東京都も含めて調査していて、日本の今の基準値の範囲には収まっているでしょうが、ヨーロッパやアメリカの基準でいくと危険な範囲に入ってしまう濃度もあるわけで、今、多摩環境事務所としても定期的に調査をされていらっしゃるのでしょうか。

委員

実際は都の本庁サイドの方で調査はしてはしまして、各市町村、各ポイントでやっています。今年から希望する市町村には、独自でP F A Sの調査をすると、その補助金が出るというのもやっています。今回、最初にご挨拶で申し上げたように、P F A Sのお話をされる所も多いので、私どもの事務所の管理職で手分けして、多摩の市町村のこういう審議会に出ています。専門の部隊がきちんと本庁サイドにおりますので、審議会でのご意見を踏まえて、私どもの部門の方に、議会とか審議会とかでそういう話が出たらここに相談してくださいという窓口も、自治体さん向けにありますので、そちらにお問い合わせして頂ければと思います。どういう意見が出たかというのを聞きたがっています。例えば審議会の中で、都から補助金をもらって調査地点を増やせというような意見が出たというのであれば、そのように相談をして頂ければと思います。こういった審議会などの場では個別にはお答えしませんが、例えば、P F A Sに関する東京都の調査結果のデータは、自治体さんの方にお渡ししている中で、その中で市町村さんがお答えするのは問題ないと思いますし、その後、その審議会の方で、都の補助金をもらって、もっと調査したら等という意見ももらうところがありますので、それは、専用の窓口にご相談して頂ければというご案内を差し上げているところがございます。それで、自治体への説明会の中で、問い合わせ先等はお配りしていますので、そちらにお問い合わせ頂ければと思います。おっしゃ

る通り、今日こちらに来た時に、基地も近いので言われるだろうなと思っていました。おっしゃる通り基準がないので、独自に東京都として基準を定めないのかというようなご意見も頂いているということは聞いてるんですけど、そのあたりは都議会についても同じような質問を頂いている中で答えているという状況ですね。

副議長

飲用水検査をやっていると聞いていますけど、土壌の検査というのは、あのテレビを見るまでは、全然頭になかったのですが、調べてみると、ヨーロッパとか国によっては、土壌の調査もやって、ひどい汚染が出たところは、土壌まで全部改良しているという話もでています。瑞穂町はないと思いますが、万が一でたら風評被害を含めて、とんでもないことになるので、農業サイドの方でも、先般、連携をとって、みんな安心して農作物を作れるようにということで話し合いをしています。

委員

私からも、瑞穂町さんの審議会でP F A Sの話が出たということはお伝えをしますが、先ほどありましたように、審議会で意見が出たということであれば、事務局さんの方から聞いて頂ければと思います。

議長

関連ですが、P F A Sは、アメリカでは飲み水の水準が、1リットル当たり4ナノグラムですが、日本では50ナノグラムなんです。12.5倍ですよ。ただ、指標値として、一応27ナノグラムを目指しているらしいのですが、いずれにしても、日本はちょっと甘いんですよ。噂によりますとね、横田基地に住んでいる米兵が、あそこの井戸の水を使っているらしいんですよ。あまり多いと不安なので、町の水道を使おうという話を聞いています。

副議長

もう使っています。

議長

使っていますよね。だから意外と、米軍の関係でも、ドイツでは、米軍もお金を出して一緒に対策をしているそうです。ところが日本がおとなしいせいか、そうっていない。だからその辺も、国の違いもあると

思うのですが、不公平な感じもします。

**委員**

整理させて頂くと、東京都で地下水を調査しているのは聞いているけれども、土壌の調査はやらないのかというご意見があったということは伝えておきます。あとは基準の問題ですね。

**議長**

あと参考までに、大阪にある工場の話なのですが、そこで1960年からPFOAを取り扱い始めたらしく、2012年に製造中止となりましたが、その河川や土壌の汚染がすごいらしいです。地域の住民の血液を調べたら、かなり大きな数値が出てしまったようです。PFASというのは、永遠の化学物質と言われていまして、自然界では分解されにくい。これはやはり問題かなと思います。

**委員**

民間の土地の場合は、売買の時は土地履歴をちゃんと調べて、土壌汚染調査もやって汚染がないという形にしていくので、民間の土地の場合と、自然というか、今までの経過から汚れている場合と様々なパターンがありますので、土壌汚染の考え方に沿って、土地履歴などを調べて、汚染されていれば、きちんと除染してから売買されることになっています。

**議長**

他にございますか。

それでは、議題(1)について特に意見がないようであれば、議題(2)その他について、事務局よりお願いいたします。

**事務局**

それでは、議題(2)その他としまして、先ほど話が少し出ましたが、第二次瑞穂町環境基本計画の改定について説明させていただきます。

冒頭の挨拶で古川部長からお伝えさせて頂いたとおり、本年度は、第二次瑞穂町環境基本計画を平成30年度に策定してから5年が経過しておりまして、各課で取り組んでいる環境施策の進捗状況を確認し、国や東京都の動向に対応するために、現行計画の改定を行う予定です。但し、今回の改定というのは、大幅な変更は行わず、策定時と現在の状況

とを比較して、文言や数値の修正が必要な箇所の見直しを図り、また、先ほど委員さんからお話があった通り、目標値を見直さないこの数値が当初目標より下がっているといったものもありますので、今一度この目標値で大丈夫だろうかといったことも含めて、見直しを図っていきたいと考えております。

また、環境基本計画と別に、町には長期総合計画というものがありますが、その計画が令和12年度までということになっているのに対して、環境基本計画の計画期間は令和10年度までとなっています。そのため、同じ環境施策の目標値が、長期総合計画と環境基本計画で異なる年度を目標にしているため、二つの計画で数字が違ってしまっていて、非常に分かりにくいという問題点があります。よって、環境基本計画の計画期間を2年延ばして、令和12年度までとすることで、長期総合計画と計画期間を合わせて整合性を図りたいと考えております。

現在の進捗状況ですが、庁内検討委員会というものを設置して、環境施策を掲げている各部署、先ほどお話にもあがりましたが、庁舎の建設や道路照明灯、森林の数といったものもあるので、いろいろな部署にまたがっております。環境施策を掲げている各部署に、現行の計画の文言や数値といった修正が必要な箇所についてすべて見直しをお願いするところです。見直したものを一度取りまとめて内容を確認し、加筆修正を行って、ある程度、案にしたものを作成した段階で、環境審議会委員の皆さんにお目通し頂きたいと考えております。

少し先にはなりますが、改定案に対するご意見を伺うための第2回環境審議会を、今のところ目安ですが、2月ぐらいには実施したいと考えております。実施するのが2月なので、それよりも前の段階で、案を作ってお示ししたいと考えております。その関係もあって、かなり先ではありますが、机上に2月のカレンダーを置かせて頂きました。こちらに都合の悪い日をご記入頂けると、日程調整がしやすくなり、大変助かります。時期については多少前後するかもしれませんが、開催の目途がつかまりましたら、事務局から、まずはお電話で委員の皆様にお伝えし、改めて通知で連絡させて頂きますので、ご協力頂ければと思います。簡単ではございますが、事務局からの説明は、以上になります。

事務局

今、ここで書いて頂いてもいいですし、持ち帰って確認して、後日提出して頂いても構いません。

議長

そういうことで、よろしくお願いします。

それでは、全体を通して何かご意見ありますか。

委員

計画の見直しの話が出ましたので、私の方からも少しお話させてもらいたいのですが、18ページに外来種の話が出ていまして、他の自治体さんの話ですが、計画の目標に、外来動物を何頭殺しますのように書いてありましたので、さすがに何頭殺しますはやめましょうとお話をさせてもらいました。実績として何頭殺しましたと書くのはいいのですが、目標とするなら、例えば、それに伴って保全させる動物が増えたという書き方にするとか、このエリアの中で何頭ぐらいになったとかがよろしいかと思います。ただ、そのような話をしましたら、それでは定点観測するのかというような話になってしまったので、外来種のところの書き方は難しいと思っています。

また、他の自治体さんで多いのが、都市計画のマスタープランとか、そういうのと抱き合わせて、最初に、自治体の地図が載っていて、緑を保全する地域、川の水辺の空間とかという風に、ここの地区ではこんな目標を設定して、というようにされているところもありますので、見せ方次第だと思いますけれども、ぜひ、ご検討頂ければと思います。以上でございます。

議長

はい。よろしいですか。他に意見がないようでしたら、事務局よりお願いします。

事務局

本日いただきましたご意見などを参考に、進捗状況報告案を修正いたしまして、完成後、審議会委員の皆様へお送りいたします。また、図書館やホームページでも見られる形にしたいと思っております。何かお気づきの点がございましたら、10月4日、金曜日までに、環境課の方ま

で、お手数ですが、ご意見をお寄せ頂きますよう、お願いいたします。  
以上になります。

**議長**

それでは、以上をもちまして、議題に関する審議を終了いたします。  
進行へのご協力ありがとうございました。

**事務局**

小山会長、進行ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第1回瑞穂町環境審議会を  
閉会といたします。

本日は、ありがとうございました。